



平成 18 年 11 月 17 日

各 位

会社名 駒井鉄工株式会社
代表者名 取締役社長 須賀 安生
(コード番号 5915 東証・大証第 1 部)
問合せ先 専務取締役兼専務執行役員
海老澤 正博
(TEL. 03-3833-5101)

独占禁止法違反事件に関する判決への対応についてのお知らせ

当社は、国土交通省及び旧日本道路公団が発注した鋼橋上部工事の入札に関し、独占禁止法違反容疑で、平成 17 年 6 月 15 日、東京高等検察庁より起訴され、平成 18 年 11 月 10 日、東京高等裁判所において罰金 2 億 4 千万円の支払いを命じる判決を受けました。

本判決への対応として、本日開催の取締役会において、判決を受け入れる旨の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

当社といたしましてはこの判決を厳粛に受け止めており、株主の皆様、お客様並びに関係各位に多大なご迷惑・ご心配をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、再発防止に向けた取組みを引き続き最重要課題と位置づけ、法令遵守の徹底を図るべく全役職員に対する教育・研修を継続し、併せて内部管理体制の機能強化を推し進め、早期の信頼回復に向け努力して参ります。

以 上